

## 国民健康保険に入るとき・やめるときなどは 14日以内に届け出をしましょう

全ての手続きで持参が必要なもの

(共通)

印鑑（朱肉を使うもの）、マイナンバーが確認できる書類、運転免許証などの身分証（顔写真付の証明がない場合は氏名確認のできるものを2種類）  
※本人または住民票が同一世帯以外の方が手続きする場合、委任状のほか、委任者と受任者の運転免許証などの身分証（顔写真付の証明がない場合は氏名確認のできるものを2種類）が必要です。



表中の、『手続きの種類』に応じた必要な『持ち物』

	手続きの種類	持ち物	注意点
国民健康保険に入るとき	他の市町村から転入してきた	前年の所得がわかるもの（源泉徴収票など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険は届け出が遅れても加入できますが、国民健康保険税は資格取得日までさかのぼって課税されます。また、資格取得日から届出日までの医療機関受診について保険が適用されないことがあります。</li> <li>平成27年3月31日以前にさかのぼって国民健康保険に加入する65歳未満の年金受給者については年金証書が必要な場合があります。</li> </ul>
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書（健康保険離脱証明書または資格喪失証明書）	
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	被扶養者から外れた証明書（健康保険離脱証明書または資格喪失証明書）	
	子どもが生まれた	母子健康手帳、世帯主名義の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書	
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書	
	外国籍の方が加入する	在留カードまたは特別永住者証明書（切り替え手続き前の方は外国人登録証明書）、パスポート、上陸許可証印、指定書	
やめるとき	他の市町村に転出する	被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険をやめるときは、郵送での手続きも可能です。詳しくは問い合わせください。</li> </ul>
	職場の健康保険に加入した	国民健康保険と職場の両方の被保険者証	
	職場の健康保険の被扶養者になった		
	国民健康保険の被保険者が死亡した	被保険者証、喪主または施主名義の預金通帳	
生活保護を受けるようになった	被保険者証、生活保護開始決定通知書		
その他	市内で住所が変わった	被保険者証	<p>●●●●●●●●●●</p> <p><b>非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減措置について</b></p> <p>勤務先の倒産や解雇などでやむをえず離職した方（非自発的失業者）で、雇用保険を受給する方は、国民健康保険税が軽減される制度に該当する場合があります。詳しくは国民健康保険グループに問い合わせください。</p> <p>▶<b>軽減内容</b> 給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します</p>
	世帯を分けた、世帯を一緒にした		
	世帯主や氏名が変わった		
	修学のため別に住所を定めた	被保険者証、在学証明書または学生証・合格通知書など	
	（学生用被保険者証をお持ちの方）卒業・退学し、引き続き市外に住む方や社会保険に加入した方	学生用被保険者証 ・退学した場合…退学証明書（在学期間がわかる証明書） ・職場の健康保険に加入した場合…職場の被保険証	
	（学生用被保険者証をお持ちの方）卒業・退学し、登別市に再転入した方	学生用被保険者証	
	被保険者証をなくした、汚れて使えなくなった	『全ての手続きで必要なもの（共通）』を持参	
	病院などの施設入所のため他の市町村に転出し、病院などの施設に住所を定めた	被保険者証、施設の入所証明書	
介護保険が適用除外となる施設に入所する40歳から64歳までの方	入所証明書		